

【新型コロナウイルス感染症による出席停止期間】の目安

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

出席停止日数の数え方

※ 発症日、症状軽快日の当日を0日とする。

発症した後5日を経過

発症日 (0日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 登校可
5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7

かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

A

5月4日に症状が軽快した場合は、5月7日に登校可能

発症日 (0日)	1日目	2日目	3日目 軽快0日	4日目 軽快後1日	5日目	6日目 登校可
5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7

B

5月6日に症状が軽快した場合は、5月8日に登校可能

発症日 (0日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 軽快0日	6日目 軽快後1日	7日目 登校可
5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8

出席停止の期間を守ってくださり、ありがとうございます。今後も、本人の健康を守るため、また周囲への感染を防ぐためにご協力お願いいたします。